

第9章 河川管理の現状

9-1 河川管理施設

釧路川における河川管理施設等の整備状況は下記の通りである。

9-1-1 堤防

表 9-1 釧路川水系堤防整備状況

	延長 (km)
完成堤防	57.9 (51.8%)
暫定堤防	21.8 (19.5%)
(未施工区間)	32.1 (28.7%)
(堤防不必要区間)	79.7
計	191.5

※延長は、直轄管理区間の左右岸の計である。

9-2 砂利採取

釧路川では、昭和 63 年まで砂利採取を継続したとされているが、存在が確認されたのは下に示す部分である。ただし、予定量であり、実際の掘削量については不明である。

表 9-2 砂利等の採取に関する規制計画

河川名		釧路川		
対象区間 (KP)		-2.0/0~-1.1/0	6/45~8/72	合計
基本計画	掘削可能量	30.0	1144.7	1174.7
規制計画	採取可能量 (堆積予想量)	30.0 175.0	198.5	403.5
年次計画	昭和46年	許可予定量 掘削可能量中の許可予定量 堆積予定量	30.0 30.0 0.0	70.0 35.0 35.0
	昭和47年	許可予定量 掘削可能量中の許可予定量 堆積予定量	30.0 30.0 0.0	70.0 35.0 35.0
	昭和48年	許可予定量 掘削可能量中の許可予定量 堆積予定量	30.0 30.0 0.0	70.0 35.0 35.0
	昭和49年	許可予定量 掘削可能量中の許可予定量 堆積予定量	30.0 30.0 0.0	70.0 35.0 35.0
	昭和50年	許可予定量 掘削可能量中の許可予定量 堆積予定量	30.0 30.0 0.0	70.0 35.0 35.0
	昭和51年以降	許可予定量 掘削可能量中の許可予定量 堆積予定量	48.5 48.5 0.0	53.5 53.5 0.0

※ 「釧路川治水史 昭和58年10月」より

9-3 水防体制

9-3-1 河川情報の概要

釧路川では、流域内に雨量観測所(17箇所)、水位観測所(14箇所)を設置し、無線等により迅速に情報収集を行うと共に、これらのデータを用いて河川の水位予測や洪水予報等を行い、水防活動に活用している。また、近年では光ケーブル網により接続された遠隔監視カメラを用いた管理も行っており、それが迅速な水防活動の一助となっている。

9-3-2 水防警報の概要

釧路川では、洪水による災害が起こる恐れがある場合に、標茶地点等の基準となる水位観測所の水位を基に市町村を含む水防関係機関に対し、河川の巡視や災害発生防止のための水防活動が迅速かつ的確に行えるように水防警報を発令している。

9-3-3 洪水予報

釧路川では、水防法及び気象業務法に基づき、「洪水予報」を気象台と共同で発表している。流域の雨量や水位の状況、水位予測等を一般住民にわかりやすく迅速に伝えるべく整備を進めている。

表 9-3 国土保全管理データ収集・提供に係る主要な施設一覧

観測システムの種類	施設名
水位・流量観測施設（14箇所）	屈斜路、弟子屈、熊牛原野、下オソベツ、標茶、五十石、岩保木、広里、鳥取、鑑別、下久著呂、雪裡、幌呂、屈斜路湖
雨量観測所（17箇所）	(開発局) 屈斜路、弟子屈、虹別、奥春別、熊牛原野、奥久著呂、中オソベツ、標茶、上幌呂 (気象台) 川湯、弟子屈、標茶、鶴居、塘路、釧路、中徹別、阿寒
水質自動監視計（5箇所）	瀬文平橋 開運橋、愛国浄水場取水口、新川橋、幣舞橋は水質分析地点で、自動観測は行っていない。
地震計（開発局 15箇所） （気象庁 1箇所）	(開発局) 釧網跨線橋、弟子屈道路総合構内、野上峠、標茶河川、岩保木、釧路川堤防左岸KP7.4(4箇所)、釧路川堤防右岸KP10.1（2箇所）、釧路川堤防左岸KP9.85（2箇所）、釧路川堤防左岸KP6.15（2箇所） (気象庁) 釧路
地下水位計（70箇所）	釧路湿原内70箇所

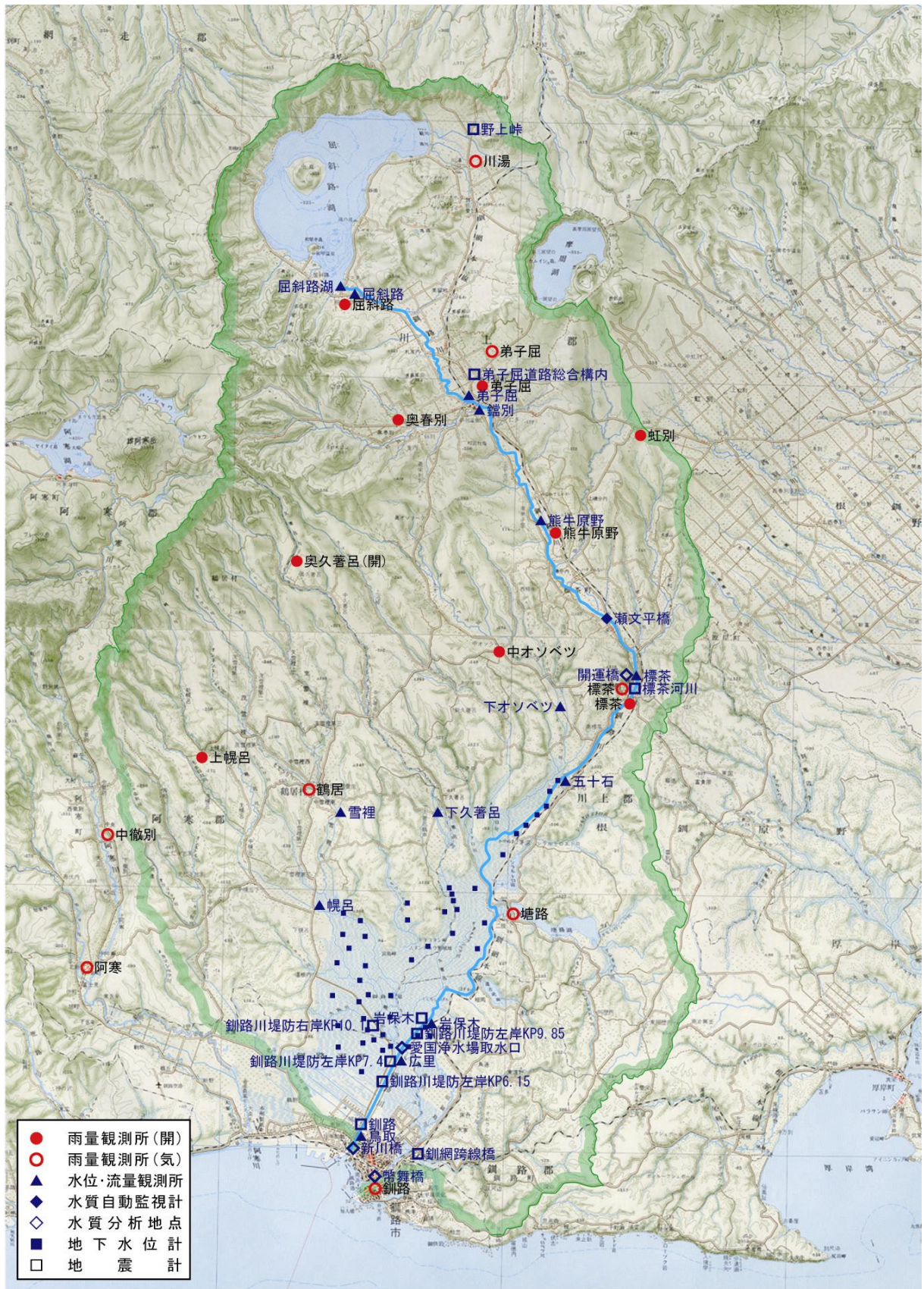


図 9-1 洪水予測区間及び雨量・水位観測所

9-4 危機管理への取り組み

9-4-1 水防連絡協議会との連携

洪水・高潮等による被害発生の防止または軽減を行うため、国及び地方自治体の関係機関が連携し、住民の避難、水防活動等を迅速かつ円滑に行うための水防連絡協議会が結成されている。この協議会により、重要水防箇所の合同巡視、水防団、水防資材の整備状況の把握、定期的な水防訓練等を行っている。

9-4-2 水質事故対策の実施

油類や有害物質が河川に流出する水質事故は、流域内に生息する魚類や生態系のみならず、水利ユーザーにも多大な被害を与えている。水質事故が発生した場合、その被害を最小限にとどめるため、迅速で適切な対応が必要になっている。このため、環境保全連絡協議会により、連絡体制を強化すると共に、水質事故訓練等を行ったり、水質事故に備え、常時から資機材の備蓄を行っている。

9-4-3 洪水危機管理の取り組み

洪水危機管理に於いて、平常時から危機管理に対する意識の形成を図ると共に、洪水発生時の被害を最小限に抑えるため、浸水想定区域図を公表すると共に水防計画・避難計画の策定の支援、土地利用計画との調整を関係機関や地域住民等と連携して推進している。

9-5 地域との連携

釧路川流域では、釧路川に沿って町が連なっており、釧路川を中心に各地域間での街づくりの連携が進められている。

流域内では、釧路川流域委員会、釧路湿原自然再生協議会が設置され、今後の川のあるべき姿や、川づくりのあり方について、関係河川使用者、地元漁業者、学識経験者、関係行政機関等との意見交換が行われている。

一方、今後、流域のまちづくり事業と連携し、河川を地域レクリエーション、防災、まちづくりの拠点として位置付け、地域と一体となった河川管理を行うことが必要とされている。地域住民と協力して河川管理を進めるためには、インターネット等のメディアを利用する等して、様々な河川情報を発信すると共に、地域からの河川整備に対する要望等を集約し、住民参加型の管理体制を構築する必要がある。また、河川清掃や、節水・水の再利用等を通じて、地域住民の河川に対する愛護精神を啓発していくことも重要である。